生産緑地の所有者の方は必ずお読みください!

特定生産緑地制度が始まりまりた

1.特定生産緑地制度の概要

市は、生産緑地の所有者等からの意向を基に、生産緑地を特定生産緑地に指定することができます。

特定生産緑地に指定した場合、税制については、これまでの生産緑地としての税制優遇措置が継続されます。 (ただし、営農義務や建築制限についても継続されます。)

特定生産緑地に指定しない場合は、これまでの税制優遇措置が受けられな〈なります。(5年間で段階的に宅地並み課税になります。)

- ○特定生産緑地に指定しない場合でも、買取りの申出等の手続きを行わない限り、営農義務や建築制限は、これまでどおり継続されます。
- 〇生産緑地地区指定の告示日から30年経過する日(申出基準日)までに、特定生産緑地に指定する必要があります。

特定生産緑地に指定した場合、これまでの生産緑地としての効力が10年延期され、その後10年経過する前に、繰り返し10年の延長するかどうかを判断することができます。

特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うこととされており、申出基準日を過ぎると、特定生産緑地に指定することができません。<u>提出書類等の受付期間は申出基準日の属する年の5月31日までです。</u>

○現況が、生産緑地として適正に管理されていない場合は、指定することができない可能性があります。

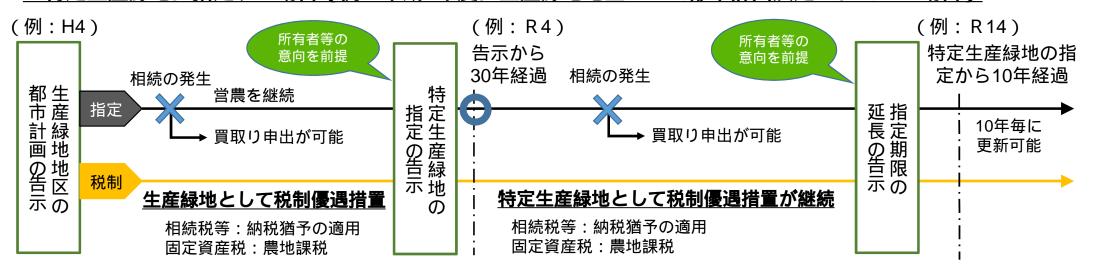
2.特定生産緑地の指定の有無に関する比較

- 指定は30年を経過するまでに行う必要があります。
- 指定には、所有者からの意向確認書の提出等の手続きが必要です。
- 営農、相続、土地利用、固定資産税の評価に影響のある制度です。

	営農義務 建築制限	買取申出の条件	固定資産税の 優遇(農地課税)	相続税の優遇 (納税猶予)
<mark>申出基準日前</mark> の 生産緑地	あり	・生産緑地の指定から30年経過後・農業従事者が死亡又は 故障により、営農が 困難になった場合	あり	あり
特定生産緑地に <mark>指定した</mark> 生産緑地	あり	特定生産緑地の効力が生じた時点から10年経過後農業従事者が死亡又は故障により、営農が困難になった場合	あり	あり
特定生産緑地に <mark>指定しない</mark> 生産緑地	あり	・いつでも可能	・ 5 年間で 段階的に 宅地並み課税	・次の相続における <mark>納税猶予なし</mark>

3.特定生産緑地制度のイメージ

特定生産緑地に指定する場合(例:平成4年度に生産緑地地区として都市計画決定されている場合)



特定生産緑地に指定しない場合

